大和市告示第37号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月12日

大和市長 大 木 哲

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱(平成19年大和市告示第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び家庭的保育事業等」を「(以下「認定こども園」という。)及び同項に規定する 家庭的保育事業等(以下「家庭的保育事業等」という。)」に改める。

第3条第2項中「補助金の交付を受けようとする事業者が、」を「申請者が」に改める。

第4条第2項中「4分の3」の次に「(第5号に掲げる補助事業にあっては2分の1)」を加え、 同項第3号を次のように改める。

(3) 保育所等における事故防止推進事業

第4条第2項に次の1号を加える。

(5) 短時間保育士雇上事業

第5条第1項中「補助金の交付を受けようとする事業者」を「申請者」に改め、同条第2項中「事業者」を「申請者」に改める。

第6条中「事業者」を「補助事業者」に、「当該補助金の交付の対象となっている事業(以下「事業」という。)」を「補助事業」に改める。

第7条中「事業者」を「補助事業者」に改め、同条各号中「事業」を「補助事業」に改める。

第8条中「補助金の交付決定を受けた事業者」を「補助事業者」に改める。

第9条中「補助金の交付決定を受けた事業者が、」を「補助事業者が」に、「、民間保育所等」 を「民間保育所等」に改める。

第10条中「事業者」を「補助事業者」に改め、同条第1項中「事業」を「補助事業」に改める。 第11条中「事業者」を「補助事業者」に改める。

第12条第1項中「補助金の交付を受けた事業者」を「補助事業者」に改め、同条中「事業」を「補助事業」に改める。

第13条中「補助金の交付を受けた事業者」を「補助事業者」に改め、同条第1号中「事業」を「補助事業」に改める。

別表第1保育士宿舎借り上げ支援事業費の項中「3(5)」を「第3項第5号」に改め、 同表保育所等における業務集約化推進事業費の項中「3(11)」を「第3項第11号」に改め、 同表サテライト型小規模保育事業費の項中「サテライト型小規模保育事業費」を「3歳児受 入れ等連携支援事業費」に、「3(21)」を「第3項第22号」に、「サテライト型小規模保 育事業」を「3歳児受入れ等連携支援事業」に改め、同表保育所等業務効率化推進事業費の 項及び保育所等事故防止推進事業費の項を次のように改める。

保育民間保育所、所等認定こども園業務(幼保連携型効率認定こども園化推に限る。)及進事び家庭的保育業費事業等

(1) 令和元年度(平成30年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進事業)及び保育所等における事故防止推進事業分)の国庫補助について(令和元年6月20日付け厚生労働省発子0620第2号厚生労働事務次官通知)別紙令和元年度(平成30年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進事業)及び保育所等における事故防止推進事業分)交付要綱(以下「平成30年度繰越分国保育対策要綱」という。)第3項第2号に掲げる保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進事業)を実施するために必要な経費(平成30年度繰越分国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。)

平成30

年度繰越

分国保育

対策要綱

別表に規

定する基

準額

(2) 令和元年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等 改修費等支援事業及び保育所等業務効率化推進事業(保 育所等におけるICT化推進事業)(令和元年度補正予 算分)分)の国庫補助について(令和2年2月7日付け 厚生労働省発子0207第1号厚生労働事務次官通知) 別紙令和元年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所 等改修費等支援事業及び保育所等業務効率化推進事業 (保育所等におけるICT化推進事業)(令和元年度補 正予算分)分)交付要綱(以下「令和元年度補正分国保 育対策要綱」という。)第3項第2号に掲げる保育所等

		 業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進事	
		業) を実施するために必要な経費(令和元年度補正分国保	
		育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。)	
保育	民間保育所、	平成30年度繰越分国保育対策要綱第3項第3号に掲げる	平成30
所等	認定こども園	保育所等における事故防止推進事業を実施するために必要	年度繰越
にお	(幼保連携型	な経費(平成30年度繰越分国保育対策要綱別表に規定す	分国保育
ける	認定こども園	る対象経費に限る。)	対策要綱
事故	に限る。)及		別表に規
防止	び家庭的保育		定する基
推進	事業等(居宅		準額
事業	訪問型保育事		
費	業を除く。)		

別表第1保育エキスパート等研修代替保育士雇用費の項の次に次のように加える。

短時	民間保育所、	短時間保育士雇上事業費補助金交付要綱等の制定について	短時間保
間保	認定こども園	(平成31年3月27日付け次育第4079号神奈川県知	育士要綱
育士	(幼保連携型	事通知)別添短時間保育士雇上事業費補助金交付要綱(以	第3条第
雇上	認定こども園	下「短時間保育士要綱」という。)第2条第1項の短時間	1項の基
事業	に限る。)及	保育士雇上事業の実施に要する経費	準額
費	び家庭的保育		
	事業等		

別表第1休日保育事業費の項中「要配慮児童」という。)」の次に「に限る。)」を加え、同項の次に次のように加える。

7	施設	幼稚園(年間	子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定により本市	84円に
4	等利	延べ利用児童	が施設等利用費を特定子ども・子育て支援提供者に対し支払う	各月の初
,	用給	数が300人	ための事務に要する経費	日に在籍
,	付事	以上のものに		し、かつ、
3	務促	限るものとし、		市内に居
-	進事	子ども・子育		住する児
1	業費	て支援法第		童の数を
		27条第1項		乗じて得

に規定する特	た額
定教育•保育	
施設である幼	
稚園を除く。)	

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、公表の日(以下「施行日」という。)から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)別表第1保育所等業務効率化推進事業費の項第1号の規定は、令和2年1月30日から、その他の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 施行日前に改正前の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定によってした処分、手 続その他の行為であって、新要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってし た処分、手続その他の行為とみなす。